

## 知多市消防署旭出張所行政財産（建物）貸付事業者募集要項

この要項は、知多市消防署旭出張所に飲料の自動販売機を設置するための場所を貸し付け、自動販売機の設置を行う事業者1者を募集するために必要な事項を定める。

### 1 募集内容

自動販売機設置事業者（法人又は個人） 1者

### 2 申込書の受付日

令和2年11月2日（月）から令和2年11月13日（金）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

### 3 申込書の受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

### 4 貸付物件

所在地	設置場所	貸付面積	外形寸法	設置台数
知多市新舞子 字大口46	知多市消防署旭出張所	2.20㎡	(自動販売機) 幅1.60m×奥行き1.00m×高さ 2.20m以内	合計1台
			(使用済み容器回収ボックス) 幅1.00m×奥行き0.60m×高さ 1.10m以内	

### 備考

- 1 詳細は別紙自動販売機設置場所のとおり。
- 2 貸付面積及び外形寸法には、使用済み容器回収ボックス及び放熱余地を含む。
- 3 容器の種類については缶、ペットボトル又は紙パックとする。
- 4 使用済み容器回収ボックスの設置及び使用済み容器の回収は、事業者が行うこと。

- 5 自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障をきたす場合もあるので、それらの支障がないか設置場所の確認をすること。
- 6 自動販売機、使用済み容器回収ボックスを設置する際は、地震対策及び転倒防止対策を施すものとする（設置方法等は市と協議）。
- 7 自動販売機の運転に必要な電気代（実費相当分）は、全額事業者の負担とする。また、自動販売機等の設置及び撤去に要する工事、維持管理等に係る費用も事業者の負担とする。なお、電源は単相100V20Aとする。給排水設備は設置しないこと。
- 8 災害時には、自動販売機の中の商品が無償提供できる災害時対応型とすること。
- 9 機種は環境に十分配慮したものとする。

## 5 選定方法

入札参加資格を有する者で入札を行い、予定価格以上の価格で、最高価格の落札者を自動販売機設置事業者として決定。

なお、入札回数は3回までとし、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、抽選とする。

## 6 行政財産の貸付期間

令和3年2月1日（月）から令和8年1月31日（土）まで

## 7 行政財産の貸付料

一般競争入札による落札決定金額（入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）を行政財産の貸付料とする。初年度の貸付料は、2月中に発行する納入通知書により、また、各年度の貸付料は、年度当初に発行する納入通知書により期限までに納入すること。

## 8 提出書類

- (1) 一般競争入札参加申込書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）（代理人により入札する場合は、申込者及び代理人の誓約書。）
- (3) 事業概要（会社の概要書等で、自動販売機設置事業の実績を含む。自動販売機設置事業の実績は、一般競争入札の公告の日（令和2年10月15日（木））から過去3年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が管

- 理する施設に、自らが管理及び運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する契約書又は使用許可書の写しを提出すること。)
- (4) 直近の納税証明書（未納がないことの証明。法人は法人税、法人都道府県民税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税。個人は所得税、個人事業税、都道府県民税並びに市町村民税、消費税及び地方消費税。いずれも提出期限前3か月以内のもので、写し可。)
- (5) 法人は商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人は事業主の身元証明書（共に提出期限前3か月以内のもので、写し可。)
- (6) 法人は印鑑証明書、個人事業主は印鑑登録証明書（共に提出期限前3か月以内のもので、写し可。)
- (7) 設置を予定する自動販売機のカatalog及び、使用済み容器回収ボックスのカatalog（仕様、寸法、消費電力等がわかるもの。)
- (8) 委任状（第3号様式）（代理人により入札する場合のみ。)
- (9) 使用印鑑届（実印以外の印鑑で申込み又は入札をする場合のみ。)

## 9 提出先

知多市消防本部庶務課まで持参又は郵送（郵送の場合は令和2年11月13日（金）必着）

※持参又は郵送以外の提出は受け付けません。

## 10 入札日時及び入札執行場所

### (1) 入札日時

令和2年12月15日（火） 午前11時00分

### (2) 入札執行場所

知多市消防本部三階 大会議室

## 11 入札に参加する者に必要な資格等

次に掲げる資格等をすべて満たす者は、本入札に参加することができる。

- (1) 飲料の自動販売機設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成22年知多市告示第141号）に定める資格等をすべて満たす者であること。
- (2) 一般競争入札の公告の日（令和2年10月15日（木））から入札の日まで、知

多市から指名停止措置又は指名見合せ措置を受けていない者であること。

## 12 注意事項

- (1) 提出書類の用紙等を、申込書の受付の期日まで知多市消防本部庶務課にて配布する（市ホームページからも印刷可。）。
- (2) 入札説明書等の閲覧を、申込書の受付の期日まで知多市消防本部庶務課にて行う。また、入札参加資格審査の結果、資格有りとは通知した者に入札説明書等を配布する。
- (3) この要項に適合しないもの又は提出書類に虚偽の内容が記載されているものは失格とする。
- (4) 申込みに要する費用は、すべて申込者の負担とする。
- (5) 申込みの際に提出された書類は、原則返却しない。
- (6) 入札参加資格審査の結果を郵送で送付する。返信用封筒として、表に申込者の郵便番号、所在地（住所）、氏名等を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（404円）の切手を貼った長形3号封筒を申込書と併せて提出すること。
- (7) 申込み前に必ず自動販売機設置場所の確認を行うこと。
- (8) 申込みに当たっては、入札及び契約事務に関する関係法令、規則、募集要項、一般競争入札の入札説明書等の規定を遵守すること。

## 13 令和元年度の売上本数（現設置業者の申告によるもの）

3813本

## 14 問い合わせ先

〒478-0017

知多市新知字西新生73番地 知多市消防本部庶務課

電話番号 0562-56-0146

FAX番号 0562-55-6123

メールアドレス chita119@city.chita.lg.jp